

「鑑定用特殊機器移設委託業務」一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、入札参加資格等について地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和6年10月3日

山梨県警察本部長 小柳津 明

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名
鑑定用特殊機器移設委託業務
- (2) 委託業務内容
入札説明書で定める内容であること。
- (3) 履行場所
山梨県警察本部長が指定する場所
- (4) 委託業務期間
契約締結日から令和7年9月30日まで

2 一般競争入札の参加資格

- (1) 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の規定による暴力団員又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- (9) 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- (10) 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- (11) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- (12) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次のアからエまでのいずれかに該当する者のいない法人であること。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
 - エ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

3 入札手続等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒406-0036 山梨県笛吹市石和町窪中島312番地4

山梨県警察本部刑事部科学捜査研究所 庶務・企画係

電話 055-262-0082

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和6年11月11日（月）までの、山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで交付する。

なお最終日（11月11日）の交付時間は、午前8時30分から正午までとする。

- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和6年11月12日（火）までの、県の休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで3(1)の場所に提出すること。

なお最終日（11月12日）の提出時間は、午前8時30分から午後4時までとする。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

令和6年11月19日（火） 午前11時

山梨県笛吹市石和町窪中島312番地4

山梨県警察本部石和分庁舎 2階 会議室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札条件に違反した者の行った入札は無効とする。また、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「財務規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札も、無効とする。

(7) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、財務規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他入札に関する事項は、入札説明書を確認すること。

4 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に、2に掲げた一般競争入札の参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、財務規則第108条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、財務規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 違約金の有無

有

(6) 前払金の有無

無

(7) その他詳細は、入札説明書による。